

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2019-84434(P2019-84434A)

【公開日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2019-48718(P2019-48718)

【国際特許分類】

A 47 C 7/40 (2006.01)

B 60 N 2/64 (2006.01)

B 60 N 2/90 (2018.01)

【F I】

A 47 C 7/40

B 60 N 2/64

B 60 N 2/90

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックの骨格をなすシートバックフレームと、前記シートバックフレームの後部に設けられたバックカバーとを有する乗物用シートであって、

前記バックカバーは板状をなす本体と、前記本体に結合し、左右に対をなす左側係止部及び右側係止部とを有し、

前記シートバックフレームは上下に延在し、前記係止部が掛止される棒状部材を含み、

前記左側係止部が、前記本体から前方に突出して前記棒状部材の背面視で右側を通過する突片、及び前記突片から左方に突出し、前記本体に対向して前記棒状部材に当接する逆止面を備えた爪部を有する係止爪と、前記本体から前方に突出して前記棒状部材の背面視で左側を通過し、前記係止爪に間隙を介して対向する衝立と、前記係止爪と前記衝立との間ににおいて前記本体から突出し、前記棒状部材の前記本体側への移動を制限する突壁とを含み、

前記係止爪の前記衝立から離れた側の側面には前記衝立側に凹んだ肉抜き部が形成されていることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記係止爪の左右方向の幅は、前記衝立の左右方向の幅よりも小さいことを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記衝立の前記係止爪から離れた側の面には肉抜き部が形成されていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記シートバックフレームに設けられた乗員の背部を支持する背部支持部材を有し、前記係止爪は前記背部支持部材と、前記シートバックフレームとの間に位置していることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載の乗物用シート。

【請求項5】

前記本体の前面に突設されたフックと、

前記フックに掛止められ、前記背部支持部材に対応して配置されるクッション部材とを有し、

前記係止爪は、前記クッション部材の左右外縁と、前記シートバックフレームの左右外縁との間に配置されていることを特徴とする請求項4に記載の乗物用シート。

**【請求項6】**

前記背部支持部材は前記シートバックフレームに左右に掛け渡された弾性部材を介して結合され、

前記係止爪の少なくとも1つは前記弾性部材に後方から重なり合う位置にあることを特徴とする請求項4又は請求項5に記載の乗物用シート。

**【請求項7】**

前記シートバックには、乗員の概ね肩に対応する位置に前後に貫通する左右1対の貫通孔が形成され、

前記係止爪は前記貫通孔の下側に位置していることを特徴とする請求項1～請求項6のいずれか1つの項に記載の乗物用シート。

**【請求項8】**

左右の前記衝立間の距離は、左側の前記棒状部材の左面と右側の前記棒状部材の右面との間の距離と実質的に同一であることを特徴とする請求項1～請求項7のいずれか1つの項に記載の乗物用シート。